

環 政 第 7 8 9 号

令 和 4 年 9 月 8 日

経 済 産 業 大 臣 西 村 康 稔 殿

富 山 県 知 事 新 田 八 朗



(仮称) あさひ風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの意見について

令和4年3月30日付けで北陸電力株式会社から送付のあった標記方法書に対する意見  
について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和  
39年法律第170号）第46条の7第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

(別紙)

## 1 全体的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、周辺の状況変化や事業計画の具体化等に伴い、調査、予測及び評価の項目や手法の選定に影響を及ぼす新たな事情が生じたときは、必要に応じて項目の追加や手法の見直しを行うこと。

また、具体化した工事個所や風力発電機の設置位置に基づき、複数の発電機からの複合的な影響や住宅との位置関係、地形の影響等を十分に考慮したうえで、必要に応じて調査地点の見直しを行うこと。

(2) 対象事業実施区域は、朝日県立自然公園第3種特別地域内であり、優れた自然の風景地として景観上保護を要するとともに、生物多様性の確保に寄与する地域であることから、適切に環境影響に係る調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずることにより、影響を回避または極力低減すること。

重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境影響評価の実施にあたっては、最新のデータや先行事例等の知見の集積、各分野の専門家からの意見聴取に努め、調査、予測及び評価に適切に反映すること。

(4) 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成にあたっては、方法書に対する地域住民等の懸念や意見に十分に配慮すること。

また、今後の手続きにあたっては、事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明などにより、理解の促進に努めること。

## 2 事業計画に関する事項

(1) 準備書においては、本事業における風力発電機の設置位置、出力、基数のほか、付帯設備の位置、植生の改変範囲、盛土・切土の位置等の工事の計画を含む事業計画を明らかにしたうえで、調査、予測、評価の結果を記載すること。

(2) 開発行為による雨水等の流出増対策及び水質汚濁防止対策について、関係機関と十分協議するとともに、第5種共同漁業権が設定されている笹川の漁業権者に対し事業内容等の説明を行うこと。

- (3) 対象事業実施区域及びその周囲には土砂流出防備保安林、砂防指定地等が存在することから、関係機関と十分協議するとともに、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避し、土地の改変を可能な限り抑制するなどの十分な検討を行うこと。

### 3 環境影響評価の調査、予測及び評価に関する事項

#### (1) 騒音・低周波音・振動

ア 施設の稼働による騒音・低周波騒音・振動については、既存の風力発電事業における調査結果等を収集・活用するなど、最新の知見に基づく適切な予測・評価の実施に努めること。

イ 予測、評価前に可能な限り風力発電機の機種を絞り込み、候補機種の騒音データ(FFT分析・1/3オクターブバンド分析の結果、振幅変調音・純音成分の測定結果純音性可聴度データ等)を収集したうえで環境影響を回避又は低減できるよう評価を行うこと。

また、予測結果については、予測条件を示すとともに、コンター図等で分かりやすく示すこと。

ウ 調査地点の沿道02は高速道路に近いので、同一走行ルート上で高速道路から離れたより住宅地域に近い地点に、道路交通騒音の予測、評価地点の追加を検討すること。

また、休日及び夜間も工事及び工事用資材等の搬出入を行うのであれば、休日及び夜間の調査の実施について検討すること。

エ 騒音は、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省 令和2年11月)を踏まえ、等価騒音レベルだけでなく、90%レンジ上端値についても調査、予測、評価を行うこと。

#### (2) 水質

樹木の伐採や土砂の移動などの工事に伴う水の濁りについては、下流の沿岸海域(藻場等)への影響を含めて適切に予測・評価し、必要な環境保全措置を検討すること。

また、降雨時の水質の現地調査については、季節や降雨による変動を考慮し、調査頻度や測定回数を増やして状況を把握すること。

#### (3) 重要な地形及び地質

対象事業実施区域には、「富山県自然環境指針」において保全を要する地形及び地質である「親不知断層」、「黒菱山断層」及び「笹川上流」が存在することから、専門家の助言を受け、必要な調査、予測及び評価を行い、こうした優れた地形を損なうことがないよう環境保全措置の実施を検討すること。

#### (4) 動物・植物・生態系

ア 動物（鳥類、コウモリ除く）の調査回数・調査日数や1日あたりの調査時間については、気象状況や気候、調査時間帯等を十分考慮しつつ、専門家等の助言を得て、的確な予測及び評価に必要な調査量を確保すること。

特に、哺乳類の自動撮影調査は、季節による動物の移動等を十分に把握できるように、より長期間の調査の実施について検討すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類やクビワコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されているほか、渡りを行うノスリや希少な猛禽類のサシバ、ハチクマ等の移動が確認され多くの渡り鳥の経路となっている可能性がある。

施設の稼働によるバードストライク、バットストライクや生態系への影響が懸念されることから、地域の実態に詳しい専門家等の助言や既存事例、国内外の最新の知見を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずることにより、施設の稼働による影響を回避又は極力低減すること。

鳥類の繁殖や渡りの時期は気象条件等により変化するため、専門家等の助言を得て、繁殖期及び渡り等の時期を確実に把握できるように十分な調査期間及び回数を確保すること。

なお、調査にあたっては、繁殖期において営巣に支障を与えることがないように配慮すること。

ウ 鳥類のバードストライクや移動経路の阻害については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成27年9月 環境省）のほか、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（令和4年8月 環境省）などを踏まえた環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

また、バードストライクの予測には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査による継続的な評価・検証を行い、随時、必要な措置を講ずること。

エ 周辺地域の文献調査で生息が確認されている希少な「陸産貝類」について、専門家等の意見を踏まえて、現地調査の実施について検討し、影響の予測及び評価を行うこと。

オ 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い群落（アカマツ群落ほか）が存在しており、植生及び生態系の保全の重要性が高い地域と考えられることから、専門家等の助言を得て、事業実施による影響について適切に調査、予測及び評価すること。

重要な種及び重要な群落が発見された場合は、その周辺も追加調査するとともに、環境保全措置の検討にあたっては、重要な種及び重要な群落が発見された地点及びそ

の周辺を事業実施に係る土地の改変区域から除外するなど、影響を回避又は極力低減すること。

カ 生態系に係る注目種として「クマタカ」のみを選定しているが、対象事業実施区域及びその周辺に生息が確認されている「イヌワシ」はより希少性が高く生態系の変化に係る影響を大きく受けるため、「イヌワシ」についても選定し、詳細な調査を行うこと。

キ 工事に伴う土地の改変について、可能な限り最小の範囲に限定するとともに、外来植物の侵入や猛禽類の誘引を防ぐために必要な対策の実施を検討すること。

特に、改変予定の範囲については、詳細な植生調査を実施するとともに、希少な両生類など動物相の十分な把握に努めること。

また、事後調査による植生の変化の継続的な評価・検証を行い、必要に応じて対策を講じること。

ク 機材や工事車両等の移動に伴い、特定外来生物が持ち込まれる可能性があることから、特定外来生物のモニタリングを行い、発見された場合には速やかに防除できる体制を構築するなど、外来生物による生態系への被害を防止するための措置を検討すること。

ケ 対象事業実施区域（既設道路拡幅区域を含む）において、希少な野生生物が確認された場合には、専門家の助言を得て必要な環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

コ 準備書の作成にあたっては、希少野生生物の生息・生育状況等を記載する際、営巣地を明らかにしないなど、保護の観点に十分配慮すること。

## (5) 景観

ア 風力発電機の設置位置の具体化等に伴い、可視可能領域の範囲に変化が生じた場合には、景観の調査地点として選定しない「烏帽子山」等の施設について調査地点への追加を検討すること。

イ 風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成25年3月 環境省）を参照し、客観的な予測及び評価を行うこと。

## (6) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場について、関係機関や地域住民及び利用者から広

く情報を収集し、適切に調査、予測及び評価を行い、事業の実施に伴う影響を回避または極力低減すること。

特に、既設道路拡幅区域と一部重なる「中部北陸自然歩道 城山と七重滝をめぐるみち」ルートと、対象事業実施区域内の林道を通して利用する「烏帽子山林道展望台」について、工事の実施による利用者への影響が懸念されることから、慎重に予測・評価を行うこと。

#### (7) 廃棄物等

工事に伴う残土の発生量を可能な限り抑制するとともに、対象事業実施区域内への残土置場の設置については、安全性の確保のほか、粉じんや水の濁りの発生、外来植物の侵入防止や猛禽類の誘引防止など、環境への影響を極力回避・低減するための措置を検討すること。